

令和3年4月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うち石油給湯器1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うち電気ストーブ(セラミックヒーター、扇風機兼用)1件、  
照明器具(ソーラー充電式、屋外用)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 6件  
(うち電気掃除機(充電式、スティック型)1件、  
電気あんか1件、電気ストーブ1件、プリンター1件、  
リチウム電池内蔵充電器1件、ガラス製容器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及  
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審  
議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100012	令和3年3月24日	令和3年4月6日	石油給湯機	UIB-3300TX(M)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	製造から25年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100007	令和3年2月28日	令和3年4月5日	電気ストーブ(セラミックヒーター、扇風機兼用)	HA-8014FH	カネヨウ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月19日
A202100014	令和3年3月31日	令和3年4月7日	照明器具(ソーラー充電式、屋外用)	TYH-16M	株式会社グッド・グッズ (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山梨県	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100006	令和2年11月9日	令和3年4月5日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災 軽傷1名	当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月25日
A202100008	令和3年3月13日	令和3年4月5日	電気あんか	重傷1名	当該製品を使用中、右足に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	
A202100009	令和3年1月1日	令和3年4月5日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大事故として認識したのは令和3年1月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202100010	令和3年3月6日	令和3年4月5日	プリンター	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和3年3月30日に公表したタブレット端末に関する事故(A202000996)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月25日
A202100011	令和3年3月25日	令和3年4月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202100013	令和3年3月18日	令和3年4月6日	ガラス製容器	重傷1名	当該製品に熱湯を注いで持ち上げたところ、当該製品が破損し、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気ストーブ（セラミックヒーター、扇風機兼用）（管理番号：A202100007）



照明器具（ソーラー充電式、屋外用）（管理番号：A202100014）

